

広島県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
一般国道四三三号	東広島市河内町中河内字大道山一〇一九五番一地从先から東広島市河内町中河内字大道山一〇一九五番一地从先まで	令和七年四月三日